

(案)

**行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により
東京都行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について**

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により東京都行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とした審査請求（他の理由による不服を含む場合を除く。）
- 二 次に掲げる更正、決定又は賦課決定についての審査請求であつて、当該更正、決定又は賦課決定に係る法人税額、所得税若しくは法人税の課税標準又は消費税額について審査請求がされているもの。
 - ア 法人税の課税に基づいて課する都民税の法人税割（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する都民税の法人税割を含む。）に係る更正又は決定
 - イ 法人税の課税標準を基準として課する事業税の所得割に係る更正又は決定
 - ウ 所得税の課税標準を基準として課する事業税に係る賦課決定（地方税法第72条の54第1項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定を含む。）
 - エ 消費税の課税に基づいて課する地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定

- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の障害等級について、障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって手帳の交付、更新又は障害等級変更申請がなされた場合で、障害年金又は特別障害給付金で認定された等級をもってなされた処分について審査請求がされているもの。

今回追加
する案文
です。